

JICA 異議申立手続要綱 パブリックコメントおよび回答案

No.	頁	該当箇所		ご意見	回答案
1	1	2. Objectives of the Procedures	(1), (2)	The clearer mandate in the draft Procedures for the Examiners to facilitate dispute resolution is a welcome revision. However, the draft Procedures fail to address some other important gaps in the Examiners' stated objectives. First, the Examiners' mandate should include preventing harm and providing effective remedy to project-affected people (PAPs). The Examiners' role goes beyond just compliance, and their mandate should reflect this. The Examiners' process countenances this with its provisions for corrective action (para. 12) and dispute resolution (para. 10.6); their role in facilitating such remedy should be expressly stated in their objectives.	異議申立手続が被害の防止や被害者の救済に繋がることは想定されるものの、異議申立審査役は司法権や強制力を有しないため、それらの成果を保証することはできません。また、審査役がJICA理事長に報告したガイドライン不遵守への対応は（審査役ではなく）JICAの責務です。よって、「被害の防止」や「効果的な救済」を審査役の任務・権限として記載することは正確ではなく、誤解を招く可能性もあると考えます。
2	1	2. Objectives of the Procedures	(1), (2)	Second, the Examiners should have an advisory function that should derive thematic and systemic lessons from trends in the Examiners' caseload and other sources to provide guidance to JICA's leadership on improving its social and environmental performance. The Procedures already instruct the Examiners to provide advice for the comprehensive and organizational measures (para. 13.2). The Procedures should go further and formalize a distinct advisory function.	JICAのガイドライン遵守確保に向けた総合的・組織的な対応等について審査役が助言を行うことは「13.報告書及び意見書に基づく対応」で可能とされていることから、原案を変更する必要は無いと考えます。
3	1	3. Basic Principles	(4) Promptness	Suggesting to consider three (3) months after the commencement of the Procedures instead of four (4) months.	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例では、調査に4ヶ月を要しています（2ヶ月の調査期間を2ヶ月延長）。 4ヶ月（4ヶ月まで延長可能）は調査の最長期間であり最短期間ではありません。よって、審査役が適切と判断すれば3ヶ月以内に調査を完了することも可能です。
4	8	11. Report to the President	(1), (4)	As following the above suggestion, three (3) months period may be adequate to cover the process of examination.	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例では、調査に4ヶ月を要しています（2ヶ月の調査期間を2ヶ月延長）。 4ヶ月（4ヶ月まで延長可能）は調査の最長期間であり最短期間ではありません。よって、審査役が適切と判断すれば3ヶ月以内に調査を完了することも可能です。
5	8	11. Report to the President	(1)	A four month period is very short and in complex cases a mediation can take 1-2 years. Besides, a complex investigation involving site visits and during a pandemic is highly unlikely to meet this deadline. We suggest a clause be added allowing the examiners to extend the time needed for good reasons to be published on the case web page. Leaving this decision to the President by Clause 11.4 may not be the best approach as it might stultify the problem solving and compliance process and undermine the independence of the Examiners. It is the who should decide if more time is needed as they know the case best.	<ul style="list-style-type: none"> 手続要綱の改定案では、4ヶ月の調査期間が不十分な場合にはさらに4ヶ月まで延長し合計8ヶ月とすることを可能としています。また、現行の手続要綱では調査期間を延長する場合には理事長の承認が必要となっていますが、改定案では審査役の判断で延長を行うことが可能となっています。 申立人のために問題・紛争を迅速に解決することも重要です。審査役は、事前調査段階での十分な確認・準備や、外部専門家の活用により、期間内で効率的に調査を行うことが可能と考えます。 過去の事案においては、審査役が4ヶ月（2ヶ月の調査を2ヶ月間延長）で対応した実績があります。

No.	頁	該当箇所	ご意見	回答案
6	1	3. 基本原則 (4)迅速性 (※P6 11. 理事長への報告(1)(4)とも連動)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで異議申し立ての処理（審査→報告）が2ヶ月+必要に応じて2ヶ月（最長4ヶ月）だったものが、4カ月+必要に応じて4ヶ月（最長8ヶ月）ということで、これまでの最短と今後の最長を比較すると審査に4倍の期間を要する内容に変更となっている。この理由は何か。 ・審査期間における異議申立対象事業（案件、プロジェクト）の一時停止・実施にかかる条項が全くないなかで、不遵守あるいはそれが疑われている＝申し立てにから見た被害が生じているにもかかわらず、実質的に費用抛出・事業実施が可能な状態であることから、審査中に申立人が訴える被害が拡大する可能性が否めず、懸念される。 ・ただし、審査を丁寧に行うことは歓迎される点でもある。 ・以上を受けて、①審査期間中における当該事業の停止を含む実施にかかる条項を設けるべき。あるいは、②審査機関中の被害拡大を防ぐための具体的な方策にかかる条項を設けるべきと考える。あるいは、改定案のまま「審査中に申立人が訴える被害が拡大する可能性はない」というのなら、その具体的理由とどのようにそれが可能なかを示していただきたい。 ・そもそも①および②は、審査期間に関わらず条項を設けるべき＝今回の改定案に加えるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立審査役による調査の期間については、過去に調査を実施した事案の当事者（申立人）からの意見書において現地調査・ヒアリングの期間が十分ではなかったとの見解が呈されていたこと、第4回諮問委員会（2020年11月）や2020年12月から2021年1月にかけて実施した意見公募、2021年3月に実施した審査役へのヒアリングにおいても期間が短すぎるとの意見を頂いたことから、第10回諮問委員会における協議・検討を経て、現行の2ヶ月以内（必要に応じて合計4ヶ月まで延長可能）から、原則4ヶ月以内（必要に応じて合計8ヶ月まで延長可能）と修正しました。 ・修正案の調査期間は4ヶ月「以内」ですので、例えばJICAによるガイドライン遵守の有無が明白、等の理由でそれ以内に結果が判明・確認された場合等には、2ヶ月以内に調査を完了させることも可能です。 ・審査役が調査を実施している期間においても、例えば「10.(6)紛争解決に向けた対話の促進」等を通じて、その結果を待たずに相手国等やJICAが被害の防止や問題の解決を進めることは可能です。 ・早期対応による被害の防止や最小化のために、JICAは「環境社会配慮ガイドライン」（改定案）において相手国等に求める環境社会配慮（別紙1）に苦情処理メカニズムの整備を加えており、本手続要綱（案）においても、被影響住民に対して先ずは苦情処理メカニズムの活用を提案しています。 ・審査役による事業停止勧告の可否に関しては、2021年6月に開催された第10回諮問委員会に於いて以下の方針を協議・検討済みです： 以下の理由を踏まえ、審査役には、事業停止の権限はないものと整理する。事業の停止は、ガイドライン不遵守の有無だけでなく、当該事業が相手国にもたらす広範囲かつ長期的な便益や、事業の停止によって生じる負の影響、他のプロジェクトやアクターとの関係性等も含めた幅広い視野から勘案した上で判断すべきもの。そのような判断を審査役にゆだねることは過重な責務や負担を強いることになるため、審査役には中立的な立場からガイドライン不遵守の有無に焦点を絞って審査を行うことに注力いただく。その結果に基づく対応は、JICAが責任を持って検討・実施する。（世銀、IFC、ADBのAccountability Mechanismにも、事業停止の是非を判断する権限はない。）
7	1	3. Basic Principle	Suggest adding one more bullet: (6) Contextualize: the examiners must take into account the working context, of the parties/host countries concerned, in their procedure, activities, analyse and report.	本手続の目的である、ガイドラインの遵守・不遵守の調査と紛争解決に向けた当事者間の対話の促進を達成するためには、現地の関係者を取り巻く現状を十分に把握することが重要と考えております。調査自体は審査役の判断で行うものの、過去の申立においても審査役は相手国等を含む関係者から現地状況をヒアリングしています。他方で、本条項につきましては、審査役や異議申立手続の基本原則を定めるものであるため、調査の対象や手法を特定することはせずに原案のままと致します。
8	1	4. 異議申立審査役 (1)審査役の独立性	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境社会配慮審査担当部局（から独立）」が削除されている点について。その理由について示されたい。 ・同部局が「P8 15.事務局」にある審査の「事務局」を担うと想定されるがその理解でいいか。違う場合はJICA内に「事務局」がどのように設置されるのか示されたい。 ・「P8 15.事務局」において、その業務内容としてこれまでは審査役の「事務の処理」のみだったものが、改定案では審査役の「職務の補助」が加えられているが、この「職務」の範囲が曖昧であり、これでは審査の独立性が確保できないものとする。その中で、事務局を担うと想定される「環境社会配慮担当部局」からの独立が本項から削除されており、審査の独立性が懸念される。 以上を受けて①文言を戻すか、②現案のままとするならば、どのように独立性が担保されるのかを示されたい。 ・そもそも、②「審査のJICAからの独立性」の条項を設けるべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「4.異議申立審査役」における「事業担当部署及び環境社会配慮審査部署」は重複であるため「事業担当部署」に修正しました。「環境社会配慮審査部署」と「環境審査部署」は同じものを指し、またこれは「事業担当部署」に含まれることが冒頭の「1.趣旨」で示されています。 ・「環境審査部署」は、JICAの審査部における担当部署（環境社会配慮審査課及び環境社会配慮監理課）を指します。「15.事務局」は、異議申立審査役がその職務を遂行するために必要な補助・事務を行う人員を指します。 ・事務局は、審査役の指示・要請に基づいて現地調査に係る事務（渡航手続、宿や移動手段の確保）や広報活動の補助（資料作成の補助や配布、JICAウェブサイトでの公開）、通訳、翻訳や外部専門家等の雇用に係る契約手続き等を行います。業務内容は審査役の職務及び意向に合わせて柔軟に対応します。 ・申立の受諾及び調査実施の是非、調査の内容や期間等は全て審査役が判断するものであり、またJICAによるガイドライン遵守の有無についても審査役が独自で判断することとなっていることから、審査役の独立性は確保されていると考えます。
9	2	4. Tasks of the Examiners (2)	The addition of a pre-employment cooling off period for Examiners is a commendable change to the Procedures. This provision, along with other safeguards in the hiring process for the Examiners, is key to effectuating the Procedures' professed independence principle and ensuring that the Examiners are not subject to undue influence from the Operational Departments.	コメントありがとうございます。
10	2	5. Powers and Duties of the Examiners (1), 4)	Please advise who will bear the cost associated with this experts utilization	外部専門家の雇用・契約に係る経費はJICAが支出します。

No.	頁	該当箇所		ご意見	回答案
11	2-3	5. Powers and Duties of the Examiners	(2) . 2)	We commend the added language around considering and addressing the risk of retaliation against requesters and other involved parties. Protecting those who avail themselves of the Procedures is crucial to the Examiners' legitimacy. The Examiners should further work with JICA in an advisory capacity to ensure institution-wide policies for preventing and addressing retaliation are sufficiently robust and properly implemented.	コメントありがとうございます。
12	2	5. 審査役の権限と義務	4) 職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。	正確な現地情報を入手することは、公平な審査に必須であり、そして対話促進のための中立的な人材の確保が当事者間の対話促進に重要と認識しております。外部人材は日本国内の専門家に限らず、対象国での専門家の雇用も想定されていると理解してよろしいでしょうか。	外部専門家は日本国内の専門家に限らず、対象国における専門性を有する人材（コンサルタント、弁護士、ファシリテーター、通訳等も含む）の雇用も想定されています。
13	3	8. Period within which to submit a request (Also 6. Projects Covered by the Procedure)	For loan aid, grant aid (excluding projects executed through international organizations), technical cooperation for development planning, technical cooperation projects, and projects similar to the above and related studies	JICA's projects implemented by International Organization should be treated as same as loan aid, grant aid, technical cooperation projects and other JICA projects implemented by Government organizations or others because JICA's projects which are implemented by International Organizations cannot be hundred percent sure without damage of environmental and social impact of the projects. Therefore, a request should be also done with JICA's projects implementation by International Organizations.	・異議申立手続の目的はJICAによるガイドラインの遵守を確保することであるため、国際機関経由の無償資金協力等、ガイドラインの適用対象外となっている協力事業に対しては、本手続は適用されません。
14	2-3	7. 申立人の要件	当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。	少数民族、女性や障害を持たれた方なども含め、脆弱な立場にある方からの申し立てを想定した場合、複数ではなく1人からの申し立てについても認めていただく方向でご検討いただくことを提案します。	当該箇所を以下のとおり修正し、審査役の判断で1人からの申立も受理可能とします。 (1)異議申立は、JICAによるガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の原則2人以上の住民によりなされることが必要である。
15	2-3	7. 申立人の要件	異議申立は、JICAによるガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。	1人からの異議申立を認めないというのは、脆弱な立場にある人を守るべきガイドラインとして、示すべき方針ではないと考える。1人であっても認めるべき。	当該箇所を以下のとおり修正し、審査役の判断で1人からの申立も受理可能とします。 (1)異議申立は、JICAによるガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の原則2人以上の住民によりなされることが必要である。
16	3	7. Qualification of the Requesters	(1) A Request must be submitted by two or more residents of a country...	Suggest considering request by one resident too especially the damage that cause serious effect at present and in future.	当該箇所を以下のとおり修正し、審査役の判断で1人からの申立も受理可能とします。 (1)異議申立は、JICAによるガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の原則2人以上の住民によりなされることが必要である。
17	3	7. Qualifications of the Requesters	(2)	Paragraph 7.2 in the draft Procedures clarifies that representatives may be utilized throughout the Examiners' process, not just during the submission of a request. However, the Procedures continue to suggest that representatives should only be utilized when "unavoidable" and elsewhere requires requesters to demonstrate the "necessity" of using a representative (para. 9.6). While it is important to ensure a representative has indeed been duly authorized by a requester, there should be no additional constraints on a requester's ability to avail themselves of representatives. Civil society organizations and other advisors often play an important role in informing, advising, and otherwise supporting requesters throughout the complaint process. The Examiners should respect this relationship and be open to the involvement of the requesters' chosen advisors in a manner that they request. This provision currently falls short of good practice at numerous other accountability offices that require no showing of "unavoidable" circumstances or similar.	申立人が審査役と直接やりとりを行うことは、中継を省くことによる手続の迅速化と情報の欠落・曲解の防止や、関与する人数を限定することによる安全の強化等により申立人の利便に繋がります。また、審査役も申立人が置かれている状況や課題、抱えている懸念等をよりの確且つ効率的に把握できる他、対話・応答を通して信頼関係の構築が促進されます。よって、可能であれば申立人自身が申立を行うことが望ましいと考えます。
18	3	8. Period within which to submit a request	Request may be submitted after JICA's disclosure of the project categorization until one year after the completion of the project.	A request should be done during and after the project implementation since sometimes the environmental and social damage of the project can occurs accidentally during the project implementation.	手続要綱（案）では、カテゴリ分類結果の情報公開後からプロジェクトが終了して1年が経過するまで異議申立が可能としており、この期間の内にプロジェクト実施期間も含まれます。

No.	頁	該当箇所		ご意見	回答案
19	3	8. Period within which to Submit a Request	...a Request may be submitted after JICA's disclosure of the project categorization until one year after the completion of the project.	The period of one year after project closure for filing a request is too short. Most requesters are poor, illiterate and have no understanding of these procedures or ESS safeguards. By the time they learn what to do, one year has elapsed. Good international practice of most independent accountability mechanisms of bilateral and multilateral financial adopt a 2 year time limit. We also suggest a two year time limit accords better with the GCF's Environmental and Social Policy and the UN Guiding Principles of effectiveness of grievance redress mechanism. JICA is an accredited entity of the Green Climate Fund. We suggest changing the time limit to two years.	異議申立が可能期間は、諮問委員会からの意見に基づき現行の「案件終了まで」から「終了後1年」に延長されました。また、被影響住民は、JICAがモニタリングの結果を確認している期間においてはガイドラインに基づくモニタリングの結果とその確認に係る異議申立を行うことも可能です。
20	3	8. Period within which to Submit a Request	8. Period within which to Submit a Request	Revising the Procedures to allow requests up to one year after the completion of the project is a step in the right direction. However, this timeline should be further extended to at least two years, or allow for requests within a reasonable timeframe after the requester became aware of the project-related harm. This is because a project's social and environmental impacts may not materialize or be discovered until well after the project is completed. Further extending the timeframe for filing requests would also align the Examiners with good practice at multiple accountability offices, including the ADB's Accountability Mechanism (ADB's AM Policy, para. 142(iv)) and the GCF's Independent Redress Mechanism (GCF's IRM Procedures and Guidelines, para. 23).	異議申立が可能期間は、諮問委員会からの意見に基づき現行の「案件終了まで」から「終了後1年」に延長されました。また、被影響住民は、JICAがモニタリングの結果を確認している期間においてはガイドラインに基づくモニタリングの結果とその確認に係る異議申立を行うことも可能です。
21	3	8. 異議申立の期間	カテゴリ分類結果の情報公開以降、プロジェクトが終了して1年が経過するまで異議申立を行うことができる。	有償資金協力、無償資金協力のプロジェクト終了時期がわかりにくいいため、FAQで明記して頂けますか(project closure、またはdisburseの割合等が期限となるのでしょうか)。	プロジェクト終了時期については、基本的に事前評価表にて定義されています。
22	3-4	9. Contents of a Request	9. Contents of a Request	The draft Procedures commendably allow requesters to file in their own language. This will enhance accessibility for the many communities that speak a language other than their country's national language.	コメントありがとうございます。
23	4	9. Contents of a Request	10)	Clause 9.10 It is also far too burdensome to expect illiterate and poor and marginalized requesters to provide “:cause and effect” relationship details between JICA guidelines and damage. These kinds of burdens have the effect of preventing or reducing access to the JICA grievance procedure and could stultify the grievance procedures. Good international practice places this burden on the mechanism (Examiners) rather than those who say they have suffered harm.	ガイドライン不遵守と被害との因果関係の記載は必須ではありません。ただし、申立人から因果関係についての情報が提示された場合には、手続がより迅速に進み申立人にとっても有益と考えます。
24	4	9. Contents of a Request	4)	Clause 9.4: Requiring requesters to identify the exact guidelines of JICA that have not been complied with places and unfair and unnecessary burden on requesters who are for the most part illiterate or poor or marginalized. The obligation of finding out whether there has been a non-compliance is best placed in the hands of the Examiners, who have access to all the documents and investigative powers. Requesters should only be asked what harm they have suffered and if it was due to a JICA funded project. If so, problem solving and compliance reviews can follow, but burdening the requester with proving or even identifying exact Guideline non-compliances, is not in accord with good international practice. This clause has the result of reducing the accessibility of the grievance procedure of JICA and limits its ability to address harm caused by its projects. It does not accord with the standards of the UN Guiding Principles on the Effectiveness of GRMs.	・ JICAの異議申立審査役は環境社会配慮ガイドラインの遵守の確保を目的に同ガイドラインに基づいて設置された制度であり、JICAによるガイドライン不遵守、及びそれに起因する紛争のみを対象としています。よって、ガイドライン不遵守によって生じた被害を申立の要件として示すことは妥当であると考えます。またこれを明示しない場合には、本来他の窓口で相談すべき問題を誤って審査役に申し立てることによって申立人に余計な負担が生じる、問題への対応・解決が遅れる、等の弊害が発生する可能性もあります。 ・ 手続要綱の改定案では不遵守とされるガイドラインの項目を特定することまでは求めていないため、ガイドラインを熟読していない場合でも、環境・社会面への負の影響がある場合に申立を行うことは可能です。(その後、予備調査において審査役が、必要に応じて申立人に確認しつつ、ガイドライン不遵守の可能性を検討することになります。) ・ 改定案(和文)では、これまで申立書の必須項目としていたガイドライン不遵守と被害の因果関係を任意記載事項としていますが、英訳(案)ではこれについて誤解を与えかねない箇所があったため、和文に合わせて以下のように修正します。 4) Description of actual damage incurred or likely to be incurred. (~by the Requesters as a result of JICA's non-compliance with the JICA Guidelinesを削除。)

No.	頁	該当箇所	ご意見	回答案	
25	4-5	9. Contents of a Request	5)	<p>Clause 9.5 – Requiring requesters to first approach project level GRMs and or JICA operational departments or country offices may well lead to retaliation against them. As such “encouraging” requesters to do so might be a better approach, but also providing that if in fear of retaliation or for other good reasons they are not able to do so, they can approach the Examiners directly.</p>	<p>・申立人がプロジェクトの苦情処理メカニズムと対話を行う事については、必須事項ではなく任意記載事項と定めています。 ・通常の条件下では、現場レベルでの迅速な問題解決のため、またプロジェクト・相手国等による持続的な環境社会配慮の確立・強化を支援するためにも、苦情処理メカニズムの活用を促すことは有用と考えます。 ・申立人に対する報復等のリスクを回避するため、改定案では、相手国等と対話を試みることが報復・脅迫等に繋がると申立人が考える場合には、申立人は直接JICAの事業担当部署に相談することができると定めています。また、JICAの事業担当部署が申立人から対話を求められた場合には、申立人の安全に配慮しつつ適切に対応することと定めています。</p>
26	4-5	9. Contents of a Request	5), 6)	<p>Requiring requesters to have engaged with both Project Proponents and JICA Operational Departments before submitting a request to the Examiners restricts accessibility and is out of line with good practice. There are many reasons why PAPs may not feasibly be in a position to attempt to resolve their grievances through other channels. For instance, PAPs may feel that these other channels will not be effective at addressing their particular grievances or may fear reprisals if they attempt to challenge or oppose a project through more local channels. Moreover, processes for raising concerns at the project level, where they do exist, are frequently inefficient and ineffective because they lack independence, capacity, and resources. Providing communities multiple means of raising concerns is advisable, and when they are robust, communities often choose to avail themselves of them. However, the Procedures should not create an arbitrary hierarchy. PAPs should be empowered to choose, in the first instance, which channel is most appropriate for them.</p>	<p>・ガイドライン改定案では、JICAが相手国等に求める環境社会配慮（別紙1）の一つとして苦情処理メカニズムの整備を挙げており、同システムが周知され対象者が容易にアクセスできること、苦情の申立の対象者の不利益に繋がらないこと、苦情には迅速に対応すること、等の具体的な要件を示しています。よって、相手国等による苦情処理メカニズムの積極的且つ持続的な運用を促すためにも、被影響住民に苦情処理メカニズムの利用を勧めること、また苦情処理メカニズムが適切に機能していない場合にはJICAの在外事務所・事業主管部に相談するよう求めることはガイドライン遵守の観点から有意義であり、何よりも問題を迅速且つ効率的に解決することによって申立人に対する被害の防止や最小化に繋がるものと考えます。 ・相手国等（苦情処理メカニズム含む）との対話は必須要件ではありません。申立人が対話に向けた努力を行うことができない場合にはJICAの在外事務所・事業主管部に相談することができ、そのような場合にJICAは申立人の安全に配慮しつつ適切に対応すること（9.5）と定められています。</p>
27	3-4	9. 申立書の内容	5) 相手国との対話に向けた努力	<p>・加筆されている「JICAの事業担当部署に相談する努力を行うことが求められる」について。過去の異議申し立てにおいて、申立人らがそれまで日本のステークホルダーを通じてJICAに現地における被害を情報提供、解決を求めてきたなかで、結果として、JICAがそれを解決するのではなく、むしろJICAがさらなる権侵害をもたらしたということ申立が行われたケースがあることから、「求められる」とするのではなく「望ましい」程度にとどめるべきと考える。 ・本項目の加筆箇所を加えた理由を示していただきたい。</p>	<p>・「環境社会配慮ガイドライン」（改定案）では、JICAが相手国等に求め確認する要件（「1.6相手国等に求める要件」及び「別紙1.」）に苦情処理メカニズムの整備を含めており、同メカニズムについては十分に周知すること、苦情申立により影響を受ける人々やコミュニティが不利益を被らないこと、被影響住民の懸念や要望に配慮し迅速に対応すること、等を定めています。よって、このようなメカニズムが適切に機能していない場合には、早期対応による被害の防止や最小化のためにも、在外事務所を含む事業担当部署への相談の努力を求めることは妥当と考えます。また、「申立人が相手国等との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する」ことも可能です。 ・事業担当部署（在外事務所を含む）は、前出のような相談を受けた場合には、提供された情報の重要性を認識し、申立人の安全に配慮しつつ適切に対応すること、と定めています。</p>
28	4-5	9. Contents of a Request	5) Efforts for dialogue with the Project Proponents, including their grievance redressmechanism	<p>In order to encourage dispute resolution through the parties’ own efforts, the Requesters <u>are asked to make effort</u> to engage in dialogues with the Project Proponents, Instead of being asked to make an effort, it is probably more beneficial if the wording is revised into: the Requesters <u>are required to make effort</u> to engage in dialogues with the Project Proponents.</p>	<p>申立人の相手国等との対話に関しては、苦情処理メカニズムが適切に機能していない等の理由で相手国等にアクセスできない場合や報復への懸念から対話を試みることができない場合においても申立を行うことができるように、「対話が必須」ではなく「対話に向けた努力を行うことが求められる」という表現を用いています。</p>
29	5	9. Contents of a Request	6) Efforts for dialogue with JICA	<p>The Requesters are asked to make effortto engage in dialogues with the OperationalDepartments. Instead of being asked to make an effort, it is probably more beneficial if if the wording is revised into: the Requesters are required to make effort to engage in dialogues with the Operational Departments.</p>	<p>申立人の事業担当部署との対話に関しては、JICAへのアクセスが困難な場合や、JICAから迅速な反応が得られなかった場合においても申立を行うことができるように、「対話が必須」ではなく「対話に向けた努力を行うことが求められる」という表現を用いています。</p>
30	5	9. Contents of a Request	9) Relevant provisions of the JICA Guidelines	<p>Clause 9.9: As stated earlier, it is far too burdensome an obligation to require requesters to provide information on the precise Guidelines of JICA that have not been complied with. This should be the obligation of the Examiners and not the requesters.</p>	<p>申立人によるガイドラインの不遵守項目の特定は必須ではありません。不遵守項目が特定されている場合には手続がより迅速に進み申立人にとっても有益と考えますが、特定せずとも申立を行うことは可能です。（その後、事前調査において審査役が、必要に応じて申立人に確認しつつ、不遵守があったガイドラインの項目の有無を検討することになります。）</p>

No.	頁	該当箇所	ご意見	回答案
31	5	9. Contents of a Request 9) Relevant provisions of the JICA Guidelines and 10) Cause-and-effect relationship	Revising the request filing requirements to make identifying specific Guidelines provisions and evidence of cause-and-effect voluntary, rather than required, is a positive development. This will bolster accessibility and fairness for the many communities that lack the technical capacity to identify these factors at such an early stage of the process.	コメントありがとうございます。
32	4	9. 申立書の内容 9) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実、10) ガイドライン不遵守と被害の因果関係	・これまでこれら情報の記載がマストだったが「望ましい」と変更された理由を示されたい。 ・4)で「現実の被害又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えらえる被害」を訴えれば、「7) 申立人が期待する解決策」にある「期待する解決策」「紛争解決のための対話の促進」「ガイドラインの遵守・不遵守の確認」（いずれかあるいは両者）のために審査を行うことが可能＝申立のハードルを下げ、審査の対象可能範囲を広げることを意図していると理解していいか。	プロジェクトによって被害を被っている人々が申立を行う際の負担を軽減し、より早急に申立を行うことができるよう、ガイドライン不遵守の条項や被害との因果関係については必須項目ではなく任意記載事項としました。
33	5	10. Process of the Procedure (1) Submission of a Request	Should add mechanisms for resident (s) submitting the request (s) and authorities (include detail contact) to hand the request (s).	被影響住民は直接審査役に申立を行うことができます。その手段については、「10. 異議申立手続のプロセス (1) 申立書の提出」に記載されているように、封書、電子メール、もしくは直接審査役に提出することが可能です。審査役の連絡先は、「14. 情報公開 (5)」に従ってJICAのウェブサイトで公開されています。
34	5	10. Process of the Procedures (1) Submission of a Request	Clause10.1. confining the request to be submitted in writing by hand delivery, post or email is far too limiting. It is unrealistic to expect an indigenous person living in the forest who might be affected by a JICA project, and who does not know any written language but only spoken ones, to write the request down and then to ensure it gets to JICA by “email or post or hand delivery”. Good international practice today allows request to be filed in any communicable form including a video recording, audio recording, phone call or other means of communication. Ensuring the request is written down should be the obligation of the examiners, not of the requesters, particularly illiterate ones.	申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできると定めており（7. 申立人の要件 (2)）、文字を持たない人々でも異議申立を行うことは可能です。
35	5-6	10. Process of the Procedure (2) Acceptance of a Request and Notifications to the Requesters and the Project Proponents	The acceptant of the request should add: Tentative date, duration and processes of conducting preliminary investigation; Key actors to be involve in the preliminary investigation processes.	申立人への受理通知の目的は、申立人に対して可及的速やかに申立書の受理を伝えることです。予備調査の期間や手続き等については、10. (3)に記載されています。また、受理通知の文面においても、予備調査の内容・期間やその後の手続、申立人に対してヒアリングを実施する可能性等について記載しています。（現行手続要綱の別添「受理通知例」もご参照下さい。）
36	6	10. Process of the Procedures (3), (8)	The contents of Clause 10.3 is repeated in Clause 10.8. Therefore we suggest deleting Clause 10.8.	10.(8)は10.(4).3)の重複ではありません。10.(4).3)は審査役が調査の是非を判断する時点で当該事案が別途係争中であった場合の対応について述べたものであり、10.(8)は調査開始後に当該事案が他の係争手続の対象となった場合について述べたものになります。よって、共通する点はあるものの10.(8)も保持すべきと考えます。
37	5	10. 異議申立手続のプロセス (4) 手続開始決定の1)	・加筆箇所について。「P4 9.申立書の内容7)申立人が期待する解決策」に、記載可能な内容として「期待する解決策」とあり、申立人の考え・訴えを広く自由に記述することが可能となっていることから（救済や事業停止なども含むものとする）、加筆箇所（審査役が）「通知することができる」とされている内容として、「期待する解決策」も記載（加筆）すべきと考えます。すなわち、「審査でなにを優先・重視」するのかの範囲を、ここの段階で狭めるべきではないと考える。その意図はないものとするが、それであればなおさらきちんと記載しておくべき。	・当該箇所は、紛争解決のための対話の促進、またはJICAのコンプライアンスの審査のどちらかに重きを置いた調査を申立人が希望した場合に、審査役が予備調査の結果を踏まえた調査の方向性を事前に当事者に伝えることを可能とするものであり、またその記載は必須ではありません。 ・JICAの異議申立手続は、（世銀やADBのAccountability Mechanismのような）紛争解決とコンプライアンス審査の二者択一ではないため、現場の状況や申立人の意向に合わせて柔軟に対応することが可能であり、この段階で調査の範囲が狭められることはありません。 ・申立書は、申立人が期待する解決策も含め「14.情報公開」に基づきJICAのウェブサイトで公開されることから、必ずしも申立人及び相手国等への通知書に「期待する解決策」を改めて記載する必要は無いと考えます。
38	5	10. 異議申立手続のプロセス (5) ガイドライン遵守にかかる事実の調査	・申立人あるいは代理人からの直接のヒアリングは、審査の透明性ならびに公正さの観点から「可能な限り」ではなく必ず行うべきと考える。 ・「可能な限り」を加筆した理由は何か。もし感染症拡大による物理的移動の困難等が理由であれば、「可能な限り」を削除し、不可能なケースとしてその旨を記載すべきと考える。	感染症の拡大や治安の悪化、申立人の安全へのリスク等により、審査役が対面でヒアリングを行うことが困難な場合が想定されるほか、情報通信設備の状況によってはリモートでの対話にも支障を来す可能性が排除できません。そのような場合でも「不可能」として審査・対応を却下するのではなく、できる範囲での情報収集や対応を可能とするために「可能な限り」といたしました。

No.	頁	該当箇所	ご意見	回答案
39	7	10. Process of the Procedures (6), (7)	Expressly allowing the Examiners to utilize external experts for the facilitation of dispute resolution is a step in the right direction. However, additional reforms are necessary to truly bolster the effectiveness of the Examiners' dispute resolution capabilities and produce positive outcomes for the parties involved. The Procedures should be amended to create a distinct function for conducting dispute resolution, including a staff with relevant competency in facilitation, and a more robust process to ensure fairness and predictability.	紛争解決のための強固なメカニズムや手続を導入することの是非については、その必要性が明らかになった時点で検討することとしたいと考えます。現時点では、審査役が申立人のニーズや要望に合わせて柔軟に対応できるように、原案のままとします。
40	6	10. 異議申立手続のプロセス (7) 外部専門家の活用	外部専門家の要件については記載がありません。異議申し立て手続きの独立性を保つという観点から、当該プロジェクトと利害関係がなく、過去に関与していない専門家であることを確認した上で、契約等を実施するという点、明確にしたほうがよいと思います。	事業担当部署から独立した異議申立審査役が申立人の意向等を参考にしつつ外部専門家の選定・活用を行うことにより、異議申立手続の独立性を確保することは可能と考えます。外部専門家の活用に当たっては当該プロジェクトとの関係に留意する必要がありますが、例えば通訳やファシリテーターに関しては、申立人側が信頼性や安全確保の観点から当該プロジェクトの意向調査や移転計画の策定に関わっていた人物・団体の活用を望む場合も考えられるため、最終的には審査役の裁量に委ねることができるようにある程度の柔軟性を確保しておくことも重要と考えます。
41	6	10. 異議申立手続のプロセス (7) 外部専門家の活用	外部専門家の要件については記載がありません。異議申し立て手続きの独立性を保つという観点から、当該プロジェクトと利害関係がなく、過去に関与していない専門家であることを確認した上で、契約等を実施すべきではないでしょうか。	事業担当部署から独立した異議申立審査役が申立人の意向等を参考にしつつ外部専門家の選定・活用を行うことにより、異議申立手続の独立性を確保することは可能と考えます。外部専門家の活用に当たっては当該プロジェクトとの関係に留意する必要がありますが、例えば通訳やファシリテーターに関しては、申立人側が信頼性や安全確保の観点から当該プロジェクトの意向調査や移転計画の策定に関わっていた人物・団体の活用を望む場合も考えられるため、最終的には審査役の裁量に委ねることができるようにある程度の柔軟性を確保しておくことも重要と考えます。
42	6	10. 異議申し立て手続きのプロセス (7) 外部専門家の活用	・外部専門家の独立性・中立性の確保のために、外部専門家が審査役の権限で、JICAから独立して選任されることを明記すべき。	外部専門家の活用は現行の手続要綱では「15.事務局」に記載されていますが、改定案では審査役の権限として「5.審査役の権限と義務」に記載しています。備上・契約は公費で行われるため関連する法令・規程に従う必要がありますが、「審査役の指示の下」行われることと明記（「10.異議申立手続のプロセス」(7)）しており、審査役の意に反した人選や雇用・契約が行われることはありません。
43	8	11. Report to the President (1), (4) ... if the President decides that there is a suitable degree of unavoidable reasons to extend the period, the President may extend the period for up to four (4) months.	Leaving this decision to the President by Clause 11.4 may not be the best approach as it might stultify the problem solving and compliance process and undermine the independence of the Examiners. It is the who should decide if more time is needed as they know the case best.	手続要綱の該当箇所を以下のとおり修正します。 (4) 審査役は、調査又は対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を、報告書において、理事長に報告することができる。理事長は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合にはし、更に4ヶ月を限度として期間を延長することができる。
44	8	11. Report to the President (1), (5)	The Procedures continue to provide for the production of only a single version of the compliance investigation report. In order to bring the Procedures into line with most other accountability offices, the Examiners should be instructed to first disseminate a draft report to all parties . All parties should have the opportunity to comment simultaneously on the draft report . Though the Procedures allow parties to comment on finalized reports, extending this opportunity to draft reports would allow requesters and other parties to review its contents and suggest factual corrections, as well as share their perspectives on proposed recommendations for corrective action. To ensure an equitable process, all parties should comment on the same draft. The mechanism should retain the final decision as to whether to address the comments received.	・現文案においても、異議申立審査役が必要と判断した場合には、報告書ドラフトの一部もしくは全文を申立人または事業担当部署と共有し、事実関係や審査役の解釈に誤認が無いことを確認することは可能です。また「14. 情報公開 (1) 3)」には、最終報告書を公開前に当事者に送付して公開の可否を確認することとしています。 ・審査役が報告書のドラフトを確定前に申立人や事業担当部署に提出して確認を得ることについては、全ての事案において必須と定めるのではなく、審査役の裁量に委ねることが適切と考えます。
45	8	11. Report to the President (5)	On Clause 11.5, we suggest that it is better for the examiners to send their “draft” report to the requesters and the operational departments for feedback so that they can then take them into account and revise the draft and finalize it. The report can then be published once finalized. We feel that this allows parties to comment and provide useful input into the draft report, rather than having the report first made public and then the Examiners expressing views on feedback afterwards. What we suggest here is the general good practice of other independent accountability mechanisms.	・現文案においても、異議申立審査役が必要と判断した場合には、報告書ドラフトの一部もしくは全文を申立人または事業担当部署と共有し、事実関係や審査役の解釈に誤認が無いことを確認することは可能です。また「14. 情報公開 (1) 3)」には、最終報告書を公開前に当事者に送付して公開の可否を確認することとしています。 ・審査役が報告書のドラフトを確定前に申立人や事業担当部署に提出して確認を得ることについては、全ての事案において必須と定めるのではなく、審査役の裁量に委ねることが適切と考えます。

No.	頁	該当箇所		ご意見	回答案
46	8-9	12. Opinions of the Operational Departments	12. Opinions of the Operational Departments	The process for preparing corrective measures needs to be more robust to ensure it is meaningful for PAPs and results in remedy for any harm. Though paragraph 12 instructs the Operational Departments to set forth corrective measures in response to Examiner findings, and though the Examiners “may” relay requester feedback to the Operational Departments for the purpose of project monitoring, the Procedures should go a step further by requiring the Operational Departments to consult with requesters and the Examiners on the development of a remedial action plan. Obtaining the ideas and perspectives of the requesters and the Examiners in the development of such a plan is essential to ensuring that the measures will satisfactorily address their grievances and redress harms they have suffered. This is good practice at numerous accountability mechanisms, including the Inspection Panel (World Bank’s Inspection Panel Operating Procedures, para. 70) and IRM (GCF’s IRM Procedures and Guidelines, para. 67).	原案にはガイドライン遵守確保に向けた対応策の策定とその実施の責任が事業担当部署にあることが明示されており、またその際に事業担当部署が申立人や審査役に相談を行うことを制限する規定はありません。申立人や審査役への相談は一般的には望ましいものと考えますが、申立人が事業担当部署との対話を望まない場合や、審査役が中立性維持のために特定の助言を避ける場合もあり得ることから、これらの相談については必須要件として全事案に一律に課することはせず、審査役がニーズに合わせて臨機応変に対応できるよう、原案の表記のままとします。
47	9	13. Responses to Examiners’ Report and Recommendations	(2)	The process for remedying non-compliance can be made more meaningful by empowering the Examiners with a more comprehensive role for monitoring implementation. Building on paragraph 13.2, the Procedures should empower Examiners to be able to travel, conduct a monitoring investigation, and otherwise assure themselves and the President that implementation is proceeding on schedule. Examiners should have autonomy to conduct such activities as they deem necessary, without pre-approval by anyone.	原案のままでも審査役は主導的に現地調査を実施することが可能であることから、修正は不要と考えます。実例として、「ティラワSEZ開発事業」に関して審査役は2014年に策定された対応策の実施を確認するために2015年及び2017年に現地調査を行っています。
48	10	14. Disclosure of Information	(5), (6)	The draft Procedures has commendably taken steps to enhance outreach activities by involving Operational Departments and Project Proponents. Collaborating with these parties and making use of logistical advantages for conducting effective and efficient outreach can, if properly implemented, result in significantly greater awareness of the Examiners among PAPs, thereby increasing accessibility.	コメントありがとうございます。
49	10	14. Disclosure of Information	(7)	In addition to translating case-related documents into other languages as necessary, the Examiners should endeavor to translate into progressively more languages, based on the communities affected by JICA projects, the outreach documents described in paragraph 14.5, as well as other materials such as a sample request. These documents increase accessibility for PAPs, providing clear guidance on how to file to communities that may lack technical expertise, but only if they can understand them. If the “disclosure documents” referred to in this provision include these outreach documents, this should be made clear.	「ウェブサイトで公開される文書で用いられる言語」（英語が基本）がパンフレット等の広報資料に対しては適用されない（広報資料の言語については特段の基準や制約は設けていない）ことを明示するために、以下のように修正します： (7)上記(1)の文書をウェブサイトで公開する際に用いられる言語は、英語を基本とし、必要に応じて日本語と相手国の公用語又は広く使用されている言語を用いる。
50	10	15. Secretariat	15. Secretariat	In order to ensure that local communities perceive the Examiners as legitimate and trust the independence of their processes, it is crucial that all staff are free from undue influence. Empowering the heads of accountability offices to select staff is good practice at the CAO (IFC’s CAO Operational Guidelines, para. 1.3) and others. Staff should also be subjected to cooling-off periods that ensure personnel does not go directly from JICA to the Examiners or vice versa. The practice under the draft Procedures, whereby JICA personnel serve in the Examiners secretariat, risks undermining independence and is out of step with good practice.	JICAによる事務局への人員配置は本手続要綱の対象範囲外であり、異なるレベル・枠組みにおいて検討されるべき事柄ですが、本件については現在の体制を変える必要はないと考えます。JICAがその職員を他の部署から事務局へ、または事務局から他の部署へと異動させることは審査役及び事務局の孤立化（情報や協力を得ることが円滑にできない状態）を防ぐとともに、異議申立手続から得られた教訓や優良事例をJICAの他の部署に伝播することに繋がるという利点があります。同様の利点についてはADBのコンプライアンス審査パネルの事務局においても確認され、同組織の「Accountability Mechanism Policy (2012)」にも反映されています。
51	8	15. 事務局		・改定案で「審査役の職務の補助」が加筆されている。これが具体的に何をしめすのかを明記されたい。また、これを加えた理由も示されたい。 ・この点が曖昧なままでは、審査の独立性が脅かされるものとする。	異議申立審査役事務局は、審査役とJICAの事業担当部署や相手国等との連絡や、審査役が活用する外部専門家の雇用・契約に係る手続き、審査役の渡航手続き、広報活動等の支援等を行う必要があり、「審査役に関する事務」のみの表記では不十分であることから追記したものです。なお、これらの事務局業務はあくまでも審査役の主導・指示の下に行われるものであることを示すために「審査役の職務の補助」と記載しています。
52	N/A	17. 別添等	別添	申請フォーム等が別添となっている記載になっていますが、同改定案では添付されていないと理解しています。下記リンクにある既存の申請フォームを変更せずに活用予定なのでしょうか。それとも今後別添を改定予定でしょうか。 https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf	「申立書例」や「受理通知例」、「手続開始通知」等の様式は、手続要綱本文の改定が確定した後に、改定内容に合わせて修正します。

No.	頁	該当箇所		ご意見	回答案
53	N/A	全体		<p>・異議申立に対する審査・調査においては、何よりもJICAからの独立性（→中立性・公正さ）が重要と考える。本来、審査役、事務局ともに「JICA外」に設けるべきであり、この点については、本改定で議論を打ち切るのではなく、その方策について検討できるよう、今後も助言委員やNGOなど様々なステークホルダーとともに議論を開いていっていただきたい。</p>	<p>・審査役は公募でJICA外の選考委員会によって選ばれており、JICAの職員ではなく、またJICAの組織内に常駐するものでもないことから独立性は確保されていると考えます。 ・事務局に関しては、審査役の指示に基づく調達・契約や情報公開、渡航の手配等をJICAの規程に従って行う必要があること、また審査役とJICAの事業担当部署との円滑なコミュニケーションを図る必要があることから、JICA職員の配置は妥当と考えます。</p>
54	N/A	General		<p>JICA ombudsperson (or Office of Ombudsman) and detail contact should be established in each host country and make known to public.</p>	<p>相手国・現場において被影響住民からの苦情に迅速に対応するために、「環境社会配慮ガイドライン」（改定案）では、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の一つとして適切な苦情処理メカニズムの整備を含めています（別紙1の11.）。また、本手続要綱（案）では、被影響住民が相手国等（苦情処理メカニズムを含む）との対話に向けた努力を行うことができない場合にはJICAの事業担当部署（在外事務所を含む）との対話を試みることを求めています。通常はその過程で問題が解決されると予想されること、異議申立はこれらのメカニズムが十分に機能しなかった場合に講じる手段であることから、審査役・事務局を全ての援助対象国に設置する必要は無いと考えます。</p>